

平成24年10月19日

第1 審議会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 本件異議申立てに至る経緯

平成24年 2月22日 公文書開示請求
3月 7日 公文書開示決定通知
3月27日 公文書不存在決定通知
5月 4日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立て

※ 本件異議申立ての中には知事に審査請求すべき案件が含まれており、形式的には書類の不備であるが、実施機関は、申立ての趣旨は明らかであり却下は適当でないと判断し、これを受理している。

なお、異議申立書には「異議申立て」と「審査請求」が混在するが、答申では、異議申立書の記述により、「異議申立て」として記載している。

第3 開示請求の内容等

概要は次のとおりである。（詳細は、別添を参照）

1 開示請求の内容（異議申立てに係るもの）

- ① 建設大臣が所管していた国有財産のうち里道及び用水路等の法定外公共物の財産的管理を委任された根拠となった文書
- ② 年度ごとに鳥取県が上記の財産的管理のために支出した金額を表す文書（1年について最低1枚）
- ③ ①の委任された事務を鳥取市に再委任するまでの間に成立した境界の確定協議に係わる図書のうち、鳥取市に引渡していないものについて、
 - a 図書の不存在が記録された文書等
 - b 不存在について探索した結果を表す文書等
 - c 探索しても存在しなかった文書についての対処を表す文書等ただし、a、b及びcに該当するものが1つの文書で表されている場合、何れか1つの項目

2 実施機関の決定内容

開示決定、不存在決定

3 実施機関の不存在決定の理由

作成していないため

第4 異議申立人の説明

概要は次のとおりである。（詳細は、別添を参照）

- ① 県土整備部長古賀俊行が開示した文書のうち、建設省所管国有財産取扱規則（昭和30年4月30日建設省訓令第1号）は、昭和56年4月1日改正のものであるから、請求文書とは到底いえない。しかも、開示したのは2ページだけであり、到底全部とはいえない。

したがって、請求は未だ処分されていないことになる。

- ② 県土整備部長古賀俊行が開示した文書は、平成9年度以降のものであるから、それ以前のものとは未だ処分されていないことになる。
- ③ 境界の確定協議に係わる図書が存在しないことが判明すれば、これを管理する部署（東部総合事務所）、関連部署（県土整備部）、知事が何らかの指示、行動を起こすのが普通と考えられるから、存在しないとは到底考えられない。

第5 実施機関の説明

概要は次のとおりである。（詳細は、別添を参照）

- ① 開示請求書では対象公文書の時点まで特定されているとは判断できなかったため、昭和56年4月1日改正の文書を開示した。なお、開示文書以前の建設省所管国有財産取扱規則は、保有していない。
開示請求で特定された文書については、開示した文書（ページ）で足りると判断した。なお、同時に開示した国有財産法等についても該当部分を特定して開示している。
また、開示決定しており、既に処分されている。
- ② 平成8年度以前の請求対象文書は保有していない。このため、保有している請求対象文書について開示決定したものであり、既に処分されている。
- ③ 請求対象文書は、作成していないため保有していない。

第6 本件異議申立審議の経過

平成24年	6月13日	諮問書を受理
	7月3日	実施機関が理由説明書を提出
	7月24日	異議申立人が意見書を提出
	9月6日	審議

※ 異議申立人は、本審議会に対する口頭による意見の陳述を求めている。

第7 審議会の判断等

1 審議会の判断

- (1) 建設大臣が所管していた国有財産のうち里道及び用水路等の法定外公共物の財産的管理を委任された根拠となった文書

開示された公文書から、国有財産に関する事務の一部を地方公共団体に分掌させることができる旨を国有財産法第9条第3項で定め、分掌させようとするときの事務手続きを国有財産法施行令第6条第2項で定め、分掌させることができる事務として建設省所管の国有財産が定められていることを建設省所管国有財産取扱規則第3条第1項及び建設省所管国有財産の管理事務概要第1で確認できる。

これら一連の文書は、法定外公共物の財産管理を委任された根拠を示しているといえ、開示文書として適当と考える。

なお、異議申立人は、「開示したのは2ページだけであり、到底全部とはいえない。」と主張している。

当該請求内容により開示した文書で足りるものと判断するが、異議申立人は開示済の文書以外のページの開示を求めているとも考えられるため、実施機関においては、異議申立人の求める文書を確認し、開示すべき文書がある場合は追加で開示されたい。

(2) 年度ごとに鳥取県が上記の財産的管理のために支出した金額を表す文書

実施機関は、請求対象文書として定期監査に使用する監査調書の該当部分の写しを開示している。

実施機関の説明では、監査調書の保存期間を5年としており、本来であれば平成18年度決算に係る監査調書以降を保管していれば足りるものであるが、何らかの理由で廃棄されずに残っているものが存在したため、保有する全ての監査調書を開示したとのことである。

実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、また、監査調書の保存期間についても、「会計上の証拠書類」に準じて5年としているものであり、問題はないと考える。

なお、今回開示された文書は、県が法定外公共物の財産管理の委任を受けて以降全ての監査調書でないことは明らかであり、異議申立人が「文書の一部しか開示されていないのではないかと疑念を抱くのも当然と考える。

実施機関は、何故全ての文書を保有していないのかを開示請求者に説明する責任があるものと考えられ、今後同様の事例がある場合は、開示決定通知書等に、その旨の説明を附記されたい。

(3) (1)の委任された事務を鳥取市に再委任するまでの間に成立した境界の確定協議に係わる図書のうち、鳥取市に引渡していないものについて、図書の不存在が記録された文書等 外

異議申立人が本件に先だって行った平成23年10月10日付けの異議申立てに係る本審議会の審議において、実施機関が「境界確定協議に係る図書の引継書或いは受領書等の引継ぎを明らかにする書類」を作成しておらず、このような不適切な事務が長年続けられてきた結果、図書の正確な所在を把握できなくなっていたことを確認している。

これから判断すれば、実施機関は自己の保有する文書の存在・不存在を認識できる状況になかったといえ、今回請求の「鳥取市に引き渡していないものについて、図書の不存在が記録された文書等」を作成するとは考えにくく、当該文書は存在しないという実施機関の主張を覆すに足る理由は確認できなかった。

また、異議申立人は、平成23年8月17日付けで東部総合事務所長岡村俊作等が開示した文書に境界確定協議に係る図書が存在しないことが記されており、これが今回の開示請求文書に該当する旨を主張している。

しかし、当該文書は、境界確定協議に係る市への引渡しをめぐる文書の所在等を確認する「お尋ね」に対する「県民の声」の回答等を記録した文書であり、今回請求の県に存在するはずの図書の不存在が記載された文書等とはいえず、開示対象文書としなかったことは妥当と判断する。

一方、当初は存在が確認されていなかったが、開示請求から不存在決定までの間に発見された文書も存在する。「県民の声」の回答時の実施機関の認識が誤っていたということであり（この件については、異議申立人に対し、東部総合事務所長名で文書による謝罪が行われている）、異議申立人が不存在に関する文書の存在を主張することも理解できる。

実施機関は、公文書の作成・引継・処分等に関する文書を作成しておらず、異議申立人に対して文書の所在について十分な説明ができないばかりか、結果として事実と異なる説明を行ったものである。

今回の事案は、公文書の引継ぎに関する文書の作成等の適切な文書管理が行われていなかったために発生した事案といえる。前回、平成24年8月9日付けの答申でも附言したが、実施機関において適正な公文書の作成・管理が求められることは言うまでもない。